

## でんさいネットサービス利用手数料一覧表

基本手数料(月額)は、当面の間、無料とさせていただきますが、口座残高確認等のため、きたしん法人IBのご契約(月額手数料1,100円)をご検討ください。

(2019年10月1日現在)

取引利用手数料は、利用件数に応じてかかります。

利用手数料は1ヵ月分をまとめて、翌月の10日(休業日の場合は翌営業日)にお客様ご指定の決済口座から引き落とさせていただきます。取引種目によっては都度徴求させていただきます。

取引種類	解 説	当金庫手数料(税込)		
		お客様がPCで操作	窓口書面扱い ※1	
発生記録 (債務者・債権者請求方式)	電子記録債権を発生させる(手形の振出に相当)	当金庫宛	330円	660円
		他金融機関宛	550円	1,100円
譲渡記録	電子記録債権(全額)を他の利用者に譲渡する(手形の裏書に相当)	当金庫宛	165円	330円
		他金融機関宛	275円	550円
分割譲渡記録	発生記録債権の金額を複数に分割し、一部を他の利用者に譲渡する	当金庫宛	330円	660円
		他金融機関宛	550円	1,100円
入金手数料	電子記録債権の支払期日に受取人が負担する手数料	220円		
保証記録	手形の裏書保証	330円	660円	
変更記録 ※2・3	電子記録債権の内容を変更する(決済前・顧客PCによる)	オンライン	330円	660円
		書 面	2,200円	
支払等記録 ※4	利用者が口座間決済以外の方法で支払等を行った場合に、支払記録請求を行う	330円	660円	
承諾記録・否認記録	債務者または債権者が、相手方が電子記録債権について行った登録・変更等に対して諾否の記録を行うこと	無料	660円	
取消記録	記録日から起算して5営業日以内に、電子記録債権の発生・譲渡等の取消を行う場合	無料	660円	
通常開示	自らが債権者・債務者等である発生債権の情報及び記録請求を行った情報を開示する	オンライン	無料	660円
特例開示	通常開示の対象外となる発生債権の内容・記録事項等を照会する	書 面	3,300円	
口座間送金決済中止	債務者または債権者が、相手方が電子記録債権について行った登録・変更等に対して諾否の記録を行うこと	660円		
割引買戻し手数料	債務者が、契約不履行ほか支払を中止する正当な理由がある場合、異議申立を行い口座間送金決済を中止することができる	660円		
支払不能情報照会	債権者は、債務者が異議申立を行った電子記録債権について支払不能処分調査を請求できる	3,300円		
残高証明書発行	発生債権の記録事項を開示する	4,400円		

※1 店頭書面扱いについては当金庫の窓口までお問い合わせください。

※2 「でんさい」の変更手数料です。利害関係者が債務者と債権者のみの場合、オンラインで変更可能です。

※3 「でんさい」の変更手数料です。利害関係者が3名以上いる場合は、書面(窓口)での変更が必要になります。

※4 支払期日前や期日経過後に決済した情報を記録する手数料です。

支払期日に口座間送金決済で決済された場合は手数料はかかりません。

詳しくは当金庫の本支店窓口、または下記までお気軽にお問い合わせください。

北群馬信用金庫 事務管理部 TEL0279-22-3114

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝休日、12/31~1/3を除く)